

Title	中小企業問題認識の国際的・歴史的・構造的視角： 山中篤太郎編「経済成長と中小企業」(「日本経済の現状と課題」)第三集によせて
Sub Title	Comparative, historical and structural view-points in the study of small and medium sized industry problem
Author	尾城, 太郎丸
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1963
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.56, No.5 (1963. 5) ,p.418(42)- 428(52)
JaLC DOI	10.14991/001.19630501-0042
Abstract	
Notes	資料・研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19630501-0042">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19630501-0042</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 中小企業問題認識の国際的・歴史的・構造的視角

——山中篤太郎編「経済成長と中小企業」  
 (「日本経済の現状と課題」第三集)によせて——

尾城 太郎 丸

## (一) 問題の所在

中小企業問題を中小企業自体にのみ内在するものとしてでなく、国民経済の構造的な問題と見る視方は、今日既に広く市民権を得ており、またこれを、日本経済にのみ固有なものとしてでなく、欧米先進国を含めた国際的視角から現代資本主義経済に共通な問題として把える視方も、最近はとみに有力な、支配的な傾向となつて来ている。とくに、中小企業問題が日本のみの専売ではないとする後者の観点に立つ研究は、戦後における海外の独占研究、スモール・ビジネス研究の諸成果と、戦後日本経済の構造変化という現実の動きを背景として、山中、伊東両教授等の先駆的な問題提起以来(山中篤太郎「日本中小企業問題の国際的視角」商工金融第五巻第五号所収、伊東偕吉「中小企業論」日本評論新社、昭和三年刊)、方法論的

に沈滞気味であったマルクス経済学の中小企業論に新鮮な息吹きを与えることとなつた。それは、筆者もかつて指摘したように(「講座中小企業」1、拙稿「日本中小企業論」等参照)、一方では、これまでのマルクス経済学の構造論に欠けていた集中・独占に関する理論的研究、資本の蓄積・集積・集中運動の機能的側面の分析、さらには市場構造論的な研究として、他方では、労働市場論、賃金格差論、賃労働・雇用構造分析等労働問題研究プロバの領域からの接近として展開され、中小企業問題把握の基礎視点は、いまや、これら二つの方向の統一の上に、すなわち独占段階における資本と賃労働の階層的な構造とそのメカニズムの分析におかれねばならないとされている(中村秀一郎「日本の中小企業問題」合同出版社刊)。このような観点は、中小企業問題を、他の諸問題とともに、独占資本主義段階

の経済構造の諸矛盾の一つとして総構造的に把握し得るといふ点で、極めて重要な意味をもっている。

しかしながら、こうした観点からする中小企業研究が、独占資本主義の一般論から出発して、構造矛盾問題一般を措定し、これを欧米先進諸国の独占に関する具体的な構造分析の媒介なしに、直ちに日本の中小企業問題に結びつけようとする場合には、そこにいろいろの欠陥がつきまとうことになると思われる。

一つは、措定される問題一般の内容が、日本の中小企業問題の現実形態によって強く左右されはしないかという問題、二つには、理論が独占段階のみを舞台として展開されるため、構造矛盾の歴史的・国民経済的特質(日本のみならず、イギリス、ドイツ、アメリカ等、先進諸国のそれぞれについて考えられる)が必ずしも十分に考慮されなくなる恐れがありはしないかという問題である。第一の点からは、ややもすれば日本の中小企業問題に対する同じ認識眼をもって先進諸国の問題を観ようとする態度が生れ、日本の問題と先進諸国のそれとの相異が量的なものか質的のものかを明確になし得ず、またそれが質的なものであるとしても、何故にそうであるのかを理論的に規定することが困難であるということになる(ここで、日本資本主義の「歴史的性質」をもってする説明のみでは、この観点の新しい意味が失われる)。また、第二の点からは、独占以前の段階とのつながり、すなわち、経済構造矛盾の独占段階における発展形態としての中小企業問題の歴史的性格づけが十分に行い得ないという問題が生ずる。中小企業問題は、独占の経済理論一般の枠内で処理される

中小企業問題認識の国際的・歴史的・構造的視角

べきものでなく、資本主義の経済構造矛盾の展開として、発展法則的に把握されるのでなければならない。この発展法則的観点の欠除は、いわゆる宇野理論の構成、とくに段階論の措定についても見られるものである。

以上のような諸点を考慮するとき、われわれは中小企業問題の把握における、いま一つの国際的視角の必要性を痛感せざるを得ない。それは、当該問題の歴史的・構造的展開についての比較史的観点に外ならない。マルクス経済学における歴史的・構造的観点が、とかく理論的新鮮味に欠け、公式主義に墮した感のあるのは、日本資本主義の「特殊性」についての固定的認識と、その独断的な概念化の故であつて、欧米の先進資本主義の具体的な構造分析の成果を前提とした世界的法則、資本主義の発展法則によってその特殊性が媒介されたとき、それははじめて理論的かつ具体的な内容をもち得るのである。これまで、日本の中小企業問題把握に著しく欠けていたのはこの点であつたように思われる。勿論、法則性の究明とはいへ、基礎構造における客観的矛盾の展開として把握されるばかりでなく、それを反映し、またそれを規制する問題意識・政策問題としての展開をも含めて考慮すべきものであり、さらにそれは、過去における問題の歴史的展開を明らかにするとどまらず、今日急速なる構造変化を経験しつつある日本の資本主義経済において当該問題の展望をも見通し得るものでなければならぬであらう。

以上のような研究視角の必要性を念頭におくとき、最近の刊行になる山中篤太郎、滝沢菊太郎、外池正治三氏の編著ともいふべき

『経済成長と中小企業』（日本経済の現状と課題）第三集、昭和三十一年一月三十一日、春秋社刊）なる労作は、その問題意識の適切さ、内容構成のあり方等から見て、まさに筆者の要望に応えるべく意図されたもののごとくである。

山中教授の本書序文にある通り、本書の狙いは、資本主義経済の国際過程を考慮に入れた中小企業（中小工業）問題の歴史的・構造的解明を課題とするところにあり、その内容は、研究課題としての「中小企業」の問題の基本的性格を明らかにした序説（山中氏）と、次の三部より構成される。

第一部 中小企業問題の見方の発展

——中小企業問題意識の国際的・歴史的的分析——

（滝沢氏）

第二部 中小企業問題の国際的研究

——イギリス産業高度化過程における小工業・家内工業の研究——

（外池氏）

第三部 日本産業構造の高度化過程と中小工業

（滝沢氏）

第一部においては、中小企業問題の歴史的展開が、問題意識の面から、欧米及び日本を通して比較史的に検討され、第二部では、十九世紀末から二十世紀初めにかけてのイギリスでの当該問題の経験が実証的に分析され、第三部では、以上の諸成果を前提した上で、当面の日本の場合につき、経済成長と産業構造高度化のもとの当該問題の現状と展望が考察される、という形になっている。

本稿は、このような本書の書評を意図しているわけではない。

で、本書の内容そのものの体系的な紹介や批評は別の評者に委せることとして、既に述べた筆者の念願する研究視角から参考とすべき問題、あるいは今後に残された課題等を、本書の各部分のテーマに即しつつとり上げてみることにする。

(一) 中小工業問題意識の展開とその基盤

中小工業問題がそれぞれの国の経済構造の矛盾として客観的に形成されても、国家政策主体による問題の主観的反映が見られなければ「問題意識」の形成はなく、問題の意識化のあり方・形態は、その国の経済構造の特質によって相異なる。ここで、基本的なものは客観的矛盾としての問題そのもの「基盤」ではあるが、それがどのように意識化され理論化され、また政策問題として展開されるかは、客観的矛盾の性格を端的に示すものとして極めて重要なことからである。

この関係を一般的に観れば、当該問題意識の形成・展開の基礎には、ひとしく各国資本主義経済の工業化・高度化すなわち産業革命の展開、独占段階への移行にもとづく経済構造矛盾の発展があり、内容的には、十九世紀の産業革命進行期では、機械制大工業の展開が、遅れた生産様式としての手工業・家内工業・マニユファクチュア等に及ぼす影響、それらの分解と再編成による構造矛盾が「小工業」問題（その淘汰・存続の問題）として意識化され、二十世紀以降の独占資本段階に入つては、独占・集中化過程「独占支配のもとで、既に産業革命の直接的影響を経過した後の資本制的小企業の構

造的従属の問題が新しい構造矛盾として登場し、問題の対象範囲が漸次拡大されて「中小工業」問題として意識化されるに至ったものとみることが出来る。

しかしながら、問題意識のあり方においては、イギリス・アメリカ等の欧米先進国と後進国の日本とは対照的な相異を示している。滝沢氏の第一部の叙述、あるいは同氏のスモール・ビジネス論に関する詳細な学説史的研究の成果からも明らかのように、欧米先進国においては、経済構造的矛盾あるいは国家政策課題としての問題の主観化「意識化」、産業革命以来概して稀薄であり、むしろ問題の経済理論的意識化、すなわち、小企業の存立条件についての「適度規模論」的認識という形で意識化が支配的なものであった。ところで、こうした意識化の基盤には、構造的矛盾としての「小企業」乃至「中小企業」の問題性が、資本主義の展開、高度化の過程それ自体のなかで著しく克服され（勿論、資本と労働のメカニズムを通じて）、当該問題の国民経済における地位が低下するというダイナミックな構造変化が存在していたことが注意されねばならない。この詳細な過程は、後述するように、本書第二部が明らかにするところである。

なお、同じく欧米先進国でも、イギリスでは、問題意識の伝統として「小企業非合理性論」したがってまた「小企業残存論」が支配的であるのに対し、アメリカでは二十世紀以降（とくに一九三〇年以後）「小企業保護・育成論」が基調になって見られ、その背景としては、イギリスに比べてアメリカ資本主義の集中・独占化

つ展開し、政策がかえって現実の矛盾問題の発展を促進する契機となつたことさえ少なくなつた。そして、政府当局の政策的認識とは直接関係なく、あるいはそれに批判的な見解においても、問題の本質論的な認識では、マルクス経済学の観点に立つこれまでの諸研究に見られるように、中小企業の存続論や適度規模論的な認識ではなく、その独特な存立形態論、経済構造論、独占支配体制論としての認識、あるいは政策的な認識が主流をなして来たのである。

以上のことは、日本の中小工業問題が、欧米資本主義の場合のように、適度規模論的説明や集中・独占一般の問題、自由競争の擁護等の意識形態を生み出し得ないような資本主義の展開、資本と労働のメカニズムのなかから形成されて来たことを意味する。そして、中小工業問題が日本資本主義の経済構造矛盾として定着したのは、大正末期乃至昭和初期におけるわが独占金融資本体制の確立段階以後であるとはいへ、その原型は独占段階以前の経済構造のうち形成されており（その出発点は、資本主義成立期の「在来産業」問題であつたといつてよい）、その矛盾の発展乃至成熟として「中小工業」問題が登場した、という関係のあつたことに留意されねばならない。したがって、ごく最近まで、資本の機能面から見た競争論や独占論、市場形態論乃至構造論、適度規模論等々が問題の認識として現実的意味をもち得なかつたのは、それ相当の理由のあることであり、また逆に、最近になってかかる問題意識が何等かの現実的根拠をもちつつ登場しているとすれば、構造矛盾としての問題そのもののあり方の変貌を反映しているものであり、欧米諸国との比較史

の意味において新しい問題を投げかけているといえよう。

### (三) 中小企業問題史の国際的視角

日本の中小企業問題の歴史的發展は、既に述べた日本資本主義の構造的特質のなかで行われたものであるが、これを資本主義の世界史的法则から隔離して取扱うところに、戦前の旧「講座派」的な独占と図式化が生れてくる。このような従来における視野の狭さを克服する意味で、先進国におけるこの種問題の経験を学び、日本の問題を再認識することは極めて重要な仕事といわねばならない。

本書第二部を構成する外池氏の労作は、十九世紀末より二十世紀初めにかけてのイギリスの産業構造高度化過程における「小工業」問題の展開とその帰結を対象としたもので、単に過去の問題の比較史的研究というにとどまらず、今日の日本経済の高度成長と中小企業問題の展望（第三部の課題）に歴史的視角を与える意味でも、すぐれて現代的意義をもつものである。

外池氏の実証的研究から明らかにされたことは、まず、日本の中小企業問題の基盤であるいわゆる「二重構造」的な経済構造が、イギリスの産業革命の展開過程において明らかに蔽存したという事実である。

すなわち、イギリス産業革命史研究に「一八〇度の転換をもたらしたといわれるクラッパムの大著」(J. H. Clapham, *An Economic History of Modern Britain*, Vol. I, Vol. II, Vol. III, 1926-1938) 以来の諸研究の結果から見ると、十九世紀中頃のイギリスでは、産業革命による支配していない遅れた生産分野へ殺到して激しい競争を演じ、労働者の全くの未組織状態は労働条件の底知れぬ低下をもたらし、近代的大工業の背後における資本の無制限な搾取の場を提供したのであつた。ここにこれらの労働者と工場労働者との間の激しい賃金格差を生み、またそれが、工場労働者における労働条件の向上、雇用関係の近代化、労働組織の発展を制約することにもなる、という「労働市場における二重構造」が経済構造矛盾の基盤として存在していたのであつた。

以上の関係は、まさに、マルクスのいわゆる「近代的マニユファクチュア」、「近代的家内労働」、「ヤンマー・ヘーレン」としての苦汗産業（スウェットインダストリー）の本質に関する叙述を裏書きするものであり、また、それから半世紀以上を経たのちの日本において、在来工業への産業革命の影響が「二極集中」構造を確立せしめた関係と極めて類似したものであつたといわざるを得ない。

ところが、その後の過程において、イギリスは日本とは異なつた方向に問題を落着せしめることとなつたのである。それは、経済構造矛盾としての「小工業」問題克服の方向であつた。

すなわち、その過程を小工業の存立形態の変化という側面から見れば、十九世紀末以降の国際経済条件の変化を背景とし、第二次産業革命の展開にともなうイギリス産業構造の重化学工業化、高度化が進行する過程への小工業の対応の仕方という形であらわれる。それには二つの仕方があつて、その一つは、西部ミッドランド地帯やロンドンの金属加工工業等に見られるように、製品分野を消費財（日

る近代的大工業の発展は、綿紡績・製鉄・石炭等原料生産部門の限られた範囲のみのことで、国民の日用品、消費財生産の広汎な分野（釘・鋸・刃物等の金属加工業、繊維二次製品、衣服・身用品等の雑工業）には、産業革命期以後も小工業・家内工業が根強く存在し、大規模業種における資本の集積・集中とこれらの零細規模業種における資本の分散状態との間に、産業構造上の「二極集中」的な対照が見られたのであつた。これら小工業、小規模経営の存立は、単なる古いものの残存ではなく、産業革命による動力化・機械化の影響によつてもたらされたものであり、その存立形態は、生産者の問屋への強い従属関係を前提とする問屋制下請組織を特徴としていたが、ここでとくに注目すべき点はそれらの存立条件、存立基盤についてである。

かかる産業分野に大資本が直接進出せず、小規模経営が支配的である理由として、一般的には、需要の多種小量性、不規則性等の市場条件が指摘されるが、産業革命の浸透とともに、技術面・需要面から大規模かつ大量生産の条件が漸次つくりあつたにも拘らず、なおかつ小工業が広汎に存立する最も大きな条件として、かかる産業分野あるいはその存立地域における大量豊富な低賃金基盤「チープ・レーバー」の存在の意義が再認識されねばならない。当時のイギリスのチープ・レーバーの給源は、都市のスラム労働者の家族である婦女子労働者ユダヤ人の移民労働者農村地帯の半農的労働者、大工業時代の典型的な過剰労働人口（資本によってつくり出された相対的過剰人口）であつて、これらの労働者群は大工業が直接

用品等)から生産財(機械部品等)へ転換することによって古い存立形態や雇用関係を解消し、既存企業の成長と近代化を通じて近代工場組織の確立へ向うというタイプであり、他の一つは、シェフ・イールドの刃物工業やノッティンガムのメリヤス工業の例に見られるように、機械制大量生産との競争を避けて製品分野を安価品から高級品へ転換することを通じて古い形態を克服し、小規模工業のままでありながら、市場・技術条件から見て適度規模論的に説明し得るものに落着くというタイプであった。

何れにしても、以上の推転によって、十九世紀末から二十世紀にかけてイギリスの経済構造の上にあられた大きな変化は、産業構造における小経営の比重の著しい低下(淘汰・駆逐・残存)と構造矛盾としての小工業問題の意義の喪失乃至著滅ということであつた。ところで、かかる変化をもたらした直接の要因が、産業構造の高度化によるイギリス経済の成長そのものではなく、また労働基盤の変化においても、労働力供給の絶対的減少という意味での過剰人口圧力の消滅ということではなく、むしろ労働運動の発展、労働者の組織化を背景とする社会立法の展開というダイナミックな社会的過程そのものであつた、という関係がここではとくに注目し得るのである。すなわち、産業革命の展開とともに昂揚して行った労働運動が、初期の職人組合から職能別のトレード・ユニオン組織へと成長するのに対応して、十九世紀より二十世紀へかけて工場法とその拡張、仕事場法の適用、教育法による工場法の補完、最低賃金制の施行、等々一連の社会立法・制度の展開が不可避となり、かつて

の苦汗産業の存立基盤であつた「チープ・レーバー」の利用が困難になるという労働基盤の変化があらわれ、かかる労働市場したがって賃金労働の構造変化を前提としての資本のメカニズムが働くことによつて、はじめ、資本制工場労働と家内労働との賃金格差、両者の相互制約依存関係、資本蓄積における二極集中的構造、したがって経済構造矛盾としての「小工業」問題解消への途が可能となつたのであつた。

今日の日本経済における「二重構造」、中小企業問題に関して、高度成長による自動解消論がしばしば主張されていることを考えるとき、このイギリスの経験が有意義な教訓となることは疑いない。ところで、こうした経済構造の変化については、イギリス経済自体の問題として見れば、外池氏自らが残された課題として提起しているように、社会立法を推進した主体的要因、労働運動との具体的関連、機械制大工業との関連における「二重構造」、「小工業」問題の意義、問題解消への途を歩んだ小企業経営の性格等がさらに究明されねばならないにしても、同時にまた、このような問題意識の日本資本主義への適用とそれによる構造的特質の世界史的関連づけという点も、それに劣らず重要な課題であろうと思ふ。さらに、第一部の問題意識のあり方とも関連して、イギリスに対しては相対的に後進的な経済構造とその矛盾をもつて日本との一面の類似性を見る。ドイツの場合についても、その「小工業」問題の展開と帰結に関する構造的かつ国際的視角からの説明が併せて行われるようになれば、日本の問題の比較的研究はより充実したものになるであろう。

#### 四 日本経済の高度成長と中小企業問題

中小企業問題の国際的視角が、問題の比較的研究のみに終始するものではなく、今日の日本経済における中小企業問題の現状と展望の解明に新しい光を投ずるものでなければならぬのは当然である。そして、中小企業問題の現実もまた国際的視角からの再認識と再検討を要請する段階にきている。それは、戦後日本経済の構造変化と最近の高度成長の過程で、戦前以来の日本の構造的性質、中小企業問題の内容にも若干の変化があらわれ、とくに国際的自由化条件の現実化とともに、いわゆる「二重構造」の改善、中小企業問題の解決等々の問題が、新しい問題意識としてあるいは政策的課題として浮び上つて来たことに端的に示されている。勿論、現実においては、問題の古い姿と新しい姿との混在、問題の現実の姿と新しい課題とのギャップがあり、統一的な把握は困難ではあるが、要するに、先進国の経験を念頭におきつつ、日本の中小企業問題が変化し得るものとの前提に立つて考えるならば、今日の高度成長と産業構造高度化の過程で中小企業問題は今後いかなる方向を辿るか、問題克服の途かそれとも反対の途か、という点が当面の大きな課題となつて来よう。

ところで、こうした視角から日本の中小企業問題を取扱う場合には、問題の本質(特質)と現象(問題のあり方)、問題のあり方における古い形態と新しい形態とを、明確に区別する必要がある。

まず問題の本質(特質)は、独占段階において成熟し定着した日

中小企業問題認識の国際的・歴史的・構造的視角

本資本主義の経済構造矛盾として、資本の階層的構造(二極集中的構造)に対応する労働の階層的構造——いわゆる「二重構造」的な格差構造——を通じての「搾取」と「収奪」関係の欧米先進国には見られぬ独特のメカニズムにある、と要約することが出来、そのメカニズムは、独占支配機構のもとで、中小企業(問題)の存続・再生産を必然化する技術・市場条件と労働基盤(相対的過剰人口プー)と労働市場の「二重構造」を前提とし、資本集中を促進する財政・金融機構、再生産過程を通じての中小企業の独占・大企業に対する補完的・従属的關係等をその骨組みとして、と見ることが出来る。

そして、このような構造的関連において生ずる問題の現象形態としては、それらが統計的に把握される限りでは、たとえば、国際的に見た資本集中の相対的低位と中小企業の量的比重の重要性、滝沢氏が詳細な分析を行っている中小企業の「問題性」、すなわち、その低生産性(従業員一人当たり付加価値の規模別格差)、経営難(従業員一人当たり粗利額の規模別格差)、劣悪労働条件(従業員一人当たり賃金額の規模別格差)等が示され、その他質的な諸指標としてのいわゆる「中小企業性」が見出される。中小企業問題の通例的なあり方は、以上のような「問題性」をもたらす独占的支配・収奪・利用(資本諸階層を通じての「しわよせ」)の諸形態と労働者搾取の諸様相に外ならず、しかもこれらが、問題二構造矛盾の独占資本自身へのハネ返りをさほど意識せずに行い得たという点に関する限りでは、若干の例外はあれ、戦前・戦後を通じて一貫した問題の古いあり方

であると思われる。

然らば、戦後経済構造の変化が顕著となった昭和三十年以降の高度成長過程における中小企業問題に関しては、どのようなことがいえるであろうか。

滝沢氏も指摘しているように、高度成長過程において果した中小企業の役割としては、独占・大企業の資本蓄積のための源泉乃至その条件となつて、その高度成長への間接的貢献をなした点が最も大きく、その限りでは、いままでのところ独占資本による「二重構造」利用にともなう問題の古いあり方が支配的であったといわねばならない。しかし、高度成長そのものが中小企業に与えた影響からは、若干の新しい傾向を見ることが出来る。すなわち、大企業が主導する高度成長が、技術革新による産業構造の高度化、消費構造の変革をとまないつつ、まず労働市場における需給関係の変動を通じて、中小企業及び農業等第一次産業における労働基盤（過剰人口プール）に影響を及ぼし、ついで独占機構の再編成、企業系列化の推進による中小企業内部の企業格差の拡大、階層分化の促進を通じて中小企業の構造変化といわれる事態を展開せしめるに至つた。これらの変化は、新規労働力についての企業規模別賃金格差の縮小、就業構造の近代化と零細企業の没落等の形であられ、また、さきの付加価値生産性、粗利潤額等の指標についてもある程度確認し得るのである。

しかしながら、滝沢氏の結論のように、統計的・大量的考察によれば、いわゆる「二重構造」的な格差、中小企業の「問題性」に

は、全体として、高度成長による著しい変化は見られないようであり、さらに、今後に予想される経済成長の鈍化、自由化による国際競争力等の条件のもとでは、独占・大企業による既存の「二重構造」の利用、中小企業収奪の従来の体制、したがって問題の古いあり方は、かえって強められる可能性すらあるともいえるのである。

とはいえ、大量的・平均的な考察によって事態の展開の新しい側面を過小評価し、問題の固定的・公式的理解に陥つてはならない。その新しい側面とは、「二重構造」的関係を前提として達成されて来た高度成長そのものが、「二重構造」の基盤を自ら掘り崩す役割を果しはじめたこと、また大企業による「二重構造」を前提とした中小企業の収奪・利用方式が、大企業自身の高度成長や国際競争力を制約するという関係（いわば、構造矛盾そのものが独占資本自身の制限になるという問題）が明瞭になって来たこと等、を意味する。

第一の点については、さきにも述べたように、高度成長の中小企業への影響が、中小企業の存立条件であった低賃金労働基盤に変動をもたらしたことであつて、それはいままでのところ、激しい格差的雇用構造の経済法則的修正の程度にとどまつてはいるものの、このことは、同時に、大企業による「上から」の無制限な収奪に対する抵抗線が生れ、「しわよせ」を困難にする条件が形成され出したことを示すものであり、これがまた大企業の年功制度へも反作用することによつて、既存の「二重構造」基盤の維持・存続が困難となる徴候があらわれたことを意味する。

第二の点は、いわゆる成長産業分野を中心に展開されて来た企業

系列体制、すなわち中小企業の「上から」の育成と組織化による系列的支配そのものが、如実にそれを示しているわけであるが、もともと企業系列体制自体が「二重構造」基盤の上に行われた独占支配の方式であるが故に、その構造矛盾に大企業自らが直面する事態を迎えている。それは、一方では企業系列から排除された小・零細企業の技術的・経営的落差が系列企業群へのブレイキとなり、他方では、系列化が必ずしも中小企業の「問題性」を克服するものではなく、親企業の必要とするレベルの高い中小企業は、かえつて企業系列の枠を越えたところに求めなければならぬという現実を直面している（独立した専門的中堅企業の発展は、新しい事態の到来を物語っている）。さらに、独占資本自身の機構再編の問題をも含めて、企業系列体制への反省と再検討すら見られるに至っている（最近の「新産業体制」の問題）。

以上の諸点は、新しい側面の一端に過ぎないが、そこに見られるものは、中小企業問題の古いあり方と絡み合いつつ展開する問題の新しいあり方に外ならない。

なお、このような客観的な構造上の変化とともに、これを反映する問題意識の面にも注目すべき変化があらわれて来たことも事実である。これをとくに政策的認識に限って見るならば、これまで、金融対策等をはじめとして、とかく個別対策の羅列に終つた中小企業政策が、高度成長の進展とともに、より総合的・統一的な課題をとり上げるようになったこと、たとえば、行政当局その他を中心に、経済構造における合理的な中小企業のあり方が問題とされ、「構造

中小企業問題認識の国際的・歴史的・構造的視角

改善」政策乃至「格差是正」政策の一環として中小企業対策が考慮されるに至つたことなど（今日、「中小企業基本法」にまで発展している）、はそれである。勿論、政策主体の性格に係わる限界のあることは当然であるが、独占・大企業自身の利害観点に直接結びつくものとして、それが真剣に提起され出したところに新しい意義が見られるのである。

然らば、以上の諸関連から、日本の中小企業問題の今後の展望はいかなるものになるであろうか。ここで、われわれは、第二部で詳細に分析された先進国イギリスの経験を思い合わせてみる必要がある。

いま、資本主義の段階的差異を別とすれば、国際的には自由競争圧力、国内的には「二重構造」にもとづく構造矛盾の存在、産業構造の高度化による経済成長の展開等、十九世紀後半のイギリスと今日の日本とでは一見類似した一面をもっている。しかし、これらはいくまでもそれぞれのおかれた客観的条件に関することであつて、イギリスの場合に構造矛盾としての問題の克服が、労働運動を背景とする社会立法・制度の展開という主体的要因の媒介によつてはじめて可能であつたと同じように、日本の場合においても、かかる主体的要因の役割を無視して問題の将来を語ることは無意味である。

この点で、高度成長が日本の「二重構造」、中小企業問題を自動的に解消するという観方は、本書執筆各氏が正しく評価されているように、労働運動等の主体的要因の意義を認めない機械論であるといわねばならず、また逆に、高度成長によつて「二重構造」はますます

す激化し問題は深刻化するのみ観るものも、同様な意味において機械論であると同時に、構造変化の新しい側面に目を閉じる観念論であり公式論であるといえよう。したがって、問題の今後の動向を決定する一つの鍵は、高度成長過程が生み出した新しい客観的条件を、今日の日本の労働運動（とくに大企業労働者との関連における中小企業労働者の組織運動等）や構造改革等の社会運動がどのように受けとめ、どのように対処するか、「下から」の主体的要因として構造変化にどのような積極的役割を果たすか、ということにかかって来

る。労働基盤に直接影響を与えるこうした作用の上に、資本のメカニズムが展開されるならば、そのときにはじめてわれわれは、「二重構造」の存否、問題の克服について語り得るであろう。但し、現代資本主義体制下にある今日の日本において、問題克服の過程が、かつての十九世紀末より二十世紀にかけてのイギリスのその単なる繰返しという単純な形では見られないであろうことも、留意しておく必要がある。（一九六二、三、三二）

## 「協同組合の理論」について

平野 絢子

「協同組合は商品経済の発展に応じて生成発展する歴史的範疇」であって、資本主義経済に限定されてはならず、又資本主義経済においてもそれぞれの段階に応じて異なるその存立の客観的・主体的条件をこそ究明すべきであり、「生産の総過程と協同組合との介在点

な内在的批判であり、その是非が今日協同組合理論を要請する現実的モメントに合致しているからである。ところでこの度近藤康男氏の「協同組合の理論」（一九六二年）がその反批判ないし自説の確認・発展という形で出された以上、我々はその問題点を再検討しないわけにはゆかないのである。

はただに流通過程にとどまるものではない」とする伊東勇夫氏の所説（「現代日本協同組合論」一九六〇年）が、レーニンの協同組合論による「協同組合の非ウクラード説」につかず離れず、従来の流通説・商業利潤排除説・総資本による協同組合創設説に対する客観的条件の歴史性、主体的組織意識の指摘を伴った批判として戦後農協理論の一体成と見なされ、極めて大きな関心をあつめたことは理由のないことではない。それは従来のおびただしい数にのぼる協同組合についての諸論稿の理論的基盤であり、あるいは批判・克服の対象となつている意味でまさに今日でも「協同組合理論の枢軸」（奥谷松治）をなしている近藤・井上理論に対する最も体系的

問題の核心は次のように整理されると思う。

1、「いわゆる流通説においては協同組合は資本制社会における合法的産物として資本の運動法則との合理的関連において」把握されるべきであり、「商業資本の節約によって資本制生産における商品流通過程の合理化を任務とする」という命題が更におしすすめられて「協同組合がその介在によって、排除を指すところのものが利潤一般でなく、単に商業利潤にすぎないこと、協同組合が資本制社会にかかわるところは資本制社会構成の核心部分たる生産過程になく単にその副次的な流通過程にすぎない」こと、従って「協同組合は究極において流通過程の合理化に資することによって資本の蓄積運動の推進に奉仕すること」、そこで国家独占資本主義段階にお